

各 位

会社名 株式会社 新潟放送
代表者名 代表取締役社長 竹石松次
(JASDAQ・コード 9408)
問合せ先 経営管理局長 赤塚 宰
(TEL. 025-267-4111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第82回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「放送法等の一部を改正する法律」(平成22年法律第65号)が施行されたことにより、「放送法」(昭和25年法律第132号)に定めていた「外国人等の取得した株式の取扱い」(第52条)の条数が変更されたことから、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容については別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|--------------|------------|
| 取締役会決議 | 平成24年5月14日 |
| 定時株主総会開催(予定) | 平成24年6月28日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成24年6月28日 |

以 上

【 別紙 】

定款一部変更の内容

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第 1 条 ～ 第 7 条 (条文省略)</p> <p>(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)</p> <p>第 8 条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）のうち第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、<u>放送法第 52 条の 8 第 1 項及び第 2 項</u>の規定に従い、外国人等の取得した株式について、社債、株式等の振替に関する法律第 152 条第 1 項の規定にかかわらず株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府又はその代表者 3. 外国の法人又は団体 4. 前 3 号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 <p>第 9 条 ～ 第 44 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> | <p>第 1 条 ～ 第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(外国人等の株主名簿への記載又は記録の制限)</p> <p>第 8 条 当社は、次の各号に掲げる者（以下、「外国人等」という。）のうち第 1 号から第 3 号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により第 4 号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が当社の議決権の 5 分の 1 以上を占めることとなるときは、<u>放送法の規定に従い</u>、外国人等の取得した株式について、社債、株式等の振替に関する法律第 152 条第 1 項の規定にかかわらず株主名簿に記載又は記録することを拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本の国籍を有しない人 2. 外国政府又はその代表者 3. 外国の法人又は団体 4. 前 3 号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体 <p>第 9 条 ～ 第 44 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> |

以 上